

特別養護老人ホーム等の整備方針

平成24年10月26日決定

この整備方針は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、平成25年度以降に千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）において市町村や社会福祉法人が、千葉県老人福祉施設整備費補助金及び自主財源等により特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を整備する場合に必要な事項を定める。

1 基本的な考え方

施設整備に当たっては、老人福祉法第20条の9の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第118条の規定による「介護保険事業支援計画」を一体的な計画として策定する「千葉県高齢者保健福祉計画」に掲げる整備目標数を基本として、予算の範囲内で整備を推進する。

特別養護老人ホームの整備については、今後の需要を勘案し、以下の事項に留意しつつ、より一層の整備推進を図る。

(1) 広域型特別養護老人ホーム(定員30人以上)

県が整備を促進する広域型特別養護老人ホームの整備に当たっては、整備率の低い圏域における整備が優先されるよう配慮する。

(2) 地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)

市町村が推進する地域密着型特別養護老人ホームの整備については、国の交付金等を活用し、積極的な整備促進を図る。

2 補助対象事業

(1) 広域型特別養護老人ホームの創設、既存施設の増築及び改築

(2) ケアハウス（特定施設）の創設

(3) 養護老人ホームの既存施設の改築

(4) 広域型特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設の創設

3 補助単価

補助単価については、国の施設整備の助成対象（地方債の起債対象）の詳細も踏まえながら、毎年度の予算において定めるものとする。

4 具体的な整備方針

(1) 広域型特別養護老人ホーム

ア 設備

ユニット型施設の整備を基本とする。

ただし、整備する地域における事情等を踏まえ、必要に応じてユニット型施設とユニット型施設以外の施設（以下「従来型施設」という。）とを併設する整備も補助対象とすることとし、この場合、多床室については間仕切り等により仕切るなど入居者のプライバシー確保に十分配慮するものとする。

イ 定員

(ア) 創設は、100人を上限とする。

(イ) 増築は、既存分を合わせて150人を上限とする。

(ウ) 改築は、既存定員が150人を超える施設にあっては既存定員まで認める。

なお、改築に併せて増築する場合は、(イ)に準ずるものとする。

(エ) 自主財源で整備する場合は、整備する地域における需要等を勘案した定員とする。

(オ) ユニット型施設と従来型施設とを併設する整備をするときは、地域における事情等を踏まえ、当該市町村や事業者等と個別に協議する。

この場合、老人福祉法による特別養護老人ホームの設置の認可及び介護保険法による介護老人福祉施設の指定については、ユニット型施設と従来型施設とをそれぞれ広域型の別施設として認可及び指定することとなるため、双方の施設の定員は、それぞれ30人以上となるよう調整を図るものとする。

ウ その他

既存施設の改築は、入居者の安全性を確保する観点から建築後の経過年数及び老朽度を勘案し、緊急性の高い場合とする。

(2) ケアハウス（特定施設）

創設100人を上限とする。

なお、自主財源で整備する場合は、整備する地域における需要等を勘案した定員とする。

(3) 養護老人ホーム

既存施設の改築は、入居者の安全性を確保する観点から建築後の経過年数及び老朽度を勘案し、緊急性の高い場合、既存定員まで認める（特定施設の指定を受ける場合に限る。）。

(4) 広域型特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設

広域型特別養護老人ホームを創設する際に、併設して老人短期入所用居室を整備する場合は、ユニット型での整備に限り10床を上限として補助対象とする。

なお、自主財源で整備する場合は、整備する地域における需要等を勘案した定員とする。

5 市町村との関係

県が整備を促進する広域型特別養護老人ホーム等の施設は、設置する市町村に居住する高齢者の利用が中心となるため介護保険事業計画に影響すること、また、市町村の枠を越えた利用が見込まれることにより圏域内の関係市町村との連携・協議が必要となる場合があること等を踏まえ、施設整備に当たっては、設置市町村から意見を求めることとする。